

相続人による名寄帳の請求に関するご連絡

平成30年1月5日

〇〇市役所 税務課 御中

亡甲野元蔵相続人

亡甲野太郎相続人

甲野一郎

電話：090-××××-××××

このたび、上記の被相続人が〇〇市内に有しておりました不動産の名寄帳の写しを請求いたしたく、本書にて申請の趣旨を説明します。

1. 被相続人甲野元蔵は昭和51年1月15日、死亡しました。
最後の住所は旧〇〇郡××村字新町1丁目2番地で、〇〇市内には少なくとも次の不動産を所有しておりました。
 - ・××村字元山字前ノ谷 345番 の土地
 - ・同所 345番地 の未登記建物
2. 甲野元蔵の相続人である甲野太郎は平成28年11月11日、死亡しました。
3. 甲野元蔵および甲野太郎の死亡に関して、遺産分割協議は未了です。
甲野一郎は甲野太郎の子で、各被相続人の相続人となりました。
4. 上記のほかの不動産の所有状況は不明で、申請人は相続登記の準備のため被相続人の相続財産の調査を始めました。

以上の経緯にもとづいて、御庁には甲野元蔵（または、その相続人である甲野太郎）の不動産の名寄せをお願いしたく、相続証明書類の写しを添えて固定資産税課税台帳または名寄帳の写しの交付を申請します。

なお、被相続人が共有持分を有する不動産の名寄帳が別に発行される場合は併せて交付をお願いします。

－注意事項－

- ・各市町村所定の名寄帳の発行申請書と併用するもの。この紙だけでは申請不可。
- ・このような文書を作る法的根拠はない。単なる送付状の一種である。捺印も不要。
- ・ただし、上記のような書類で使用目的を伝えることで役場担当者から
「住所が役所のデータと違っているが生年月日と同じ納税義務者」
「納税義務者のさらに親の所有物件」
などについて該当しそうなものの存在を連絡してもらえることがある。
- ・名寄帳と呼ぶのが一般的であるが、中身が同じで他の証明書を発行する市町村も多い。
名寄帳のほか課税台帳登録（または、登載）事項証明書と呼ぶパターンが多いため、この名称も用いる。
- ・【重要】共有不動産で被相続人が納税義務者でないものについて、名寄帳に記載されない・発行できない扱いの市町村がある。
この場合、人をキーとして共有不動産を探索することが不可能になる。
家族内等で共有している（家族内で、ほかに納税義務者がいる）可能性があるだけならば、納税義務者として想定できる配偶者・子などを軒並み列挙して対応するが、集落で他人と共有している山林などはこの方法では探索不能。
- ・【重要】内容が不明な場合は役場から電話がかかってくる。必ず電話に出ること。
※取れない場合、役場担当者は申請書記載通り＝最低限の仕事しかしない。

上記1. について

- ・合併前の旧町村の住所でデータを把握している場合、そのまま書く。申請書も同じ。
- ・請求をかける市内に所有する不動産を曖昧にしか知らない場合は
「××村字元山字前ノ谷付近に山林を有していたようですが、正確な地番を知りません」
等としておく。（運がよければ、担当者が検索方法を工夫してくれるかも）
- ・合併後の市町村を基準にして、他市内の不動産は記載不要。

最後の文章について

- ・納税義務者が単独で所有している不動産と共有の不動産とで、名寄帳を別に発行する市町村が多い。双方とも必要である旨を必ず記載する。手数料は二件分を要する。